

後期高齢者医療制度が 始まります

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、
後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度の主なポイント

- ① 被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ② 被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することとなります。
- ③ 医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じです。

保険料は？

- 個人の保険料は、均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます。
- 当町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が「43,143円」、所得割率が「9.63%」です。
なお、保険料の上限は、50万円です。
- 所得が低い方、災害等で重大な損害を受けたときや、生活が著しく困窮されている方は、均等割が最大7割まで軽減される減免措置があります。

保険料のめやす

世帯構成	年金収入	保険料	
1人世帯	Aさん	150万円	12,900円
	Bさん	250万円	136,500円
2人世帯	Cさん	150万円	12,900円
	妻	0円	12,900円
	Dさん	250万円	136,500円
	妻	0円	43,100円

詳しくは、保健福祉課福祉係へお問い合わせください